

請求書の債権者印の省略について（お知らせ）

令和5年4月1日より、請求書の債権者印の押印が省略可能になります。

なお、**省略の場合は、発行責任者及び担当者の氏名と連絡先の記入が必要**となります。

武蔵野市では、事業者の皆様の負担軽減を図るため、市へご提出いただく公金の支払に係る請求書等の押印について、省略を可能とします。適用開始日等につきましては、次のとおりです。

1 適用開始日 令和5年4月1日

※適用開始日以降に発行される書類が対象となります。

2 押印省略の対象となる書類

(1)請求書

(2)請求書兼検査書

※押印省略に対応した新しい書式の Excel ファイルは、令和5年3月6日以降に市ホームページからダウンロードできます。（検索サイトから **武蔵野市 請求書** で **検索**してもアクセスできます。）



https://www.city.musashino.lg.jp/shinseisho/shiseijoho/keiyaku_nyusatsujoho/1003871.html

3 押印省略時の注意点

- (1)押印を省略した請求書は、提出時に主管課による本人確認を行います。後日、主管課又は会計課から発行責任者に確認のお電話をさせていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。
- (2)押印を省略した請求書では、訂正はできません。書き損じた場合には、正しく作成し直したものを再度ご提出ください。
- (3)押印を省略した請求書では、債権者と異なる名義の口座への振込はできません。（債権者登録業者を除きます）
- (4)契約書（覚書、請書および協議書等を含む）については、引き続き押印が必要となります。
- (5)提出方法は、持参又は郵送で、これまでと変更ありません。（メール、FAX 不可）

4 その他

- (1)令和5年3月31日までに発行される請求書等については、従来どおり債権者の方の押印が必要となりますので、ご注意ください。
- (2)令和5年4月1日以降、引き続き、押印された書類を提出することもできます。その場合、各書類に押印する印鑑は同一のもの（契約書等を取り交わしている場合は、契約書等に押印している印、債権者登録をしている場合は、その届け出した印）としてください。

5 問合せ先 会計課 審査係 ☎0422-60-1881

 裏面に**記入例**があります

